平成２２年（フ）第２３４号
長崎県諫早市白木峰町1812番地１
破産者　有限会社西山鉄工所
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２５年（フ）第１４６号
沖縄県豊見城市字根差部671番地の４
破産者　株式会社シー・アイ・バイオ
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２４年（フ）第２９２号
北海道留萌市大字留萌村字エトウエンベツ1453番地19
破産者　留萌有機肥料株式会社
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第５０号
北海道上川郡新得町字屈足539番地21
破産者　株式会社とかちアドベンチャークラブ
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
秋田県横手市大雄字精兵村63番地
破産者　合資会社高橋食品店
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
秋田地方裁判所横手支部

平成２５年（フ）第５００号
横浜市神奈川区鶴屋町３丁目29番地１木口ビル
破産者　第一ホームズ株式会社
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６６７号
横浜市神奈川区白楽５番地10
破産者　有限会社新生フーヅ
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９０号
横浜市旭区川井本町99番地９
破産者　有限会社倉フード
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第９９号
茨城県つくば市二の宮１丁目18番地37
破産者　一野瀬昌信
１　決定年月日　平成25年11月19日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第１４６２号
北海道石狩郡当別町若葉17番地65
破産者　矢口　和実
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２１４４号
愛知県豊明市前後町螺貝1372番地１　ユニーブル豊明Ⅱ701号
破産者　上村　浩太
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４４２号
大分県宇佐市安心院町木裳280番地の１
破産者　久恒　達也
１　決定年月日　平成25年11月20日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４６７号
北海道旭川市春光台２条５丁目２番25号
破産者　楠本　康孝
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７４号
北海道旭川市春光４条７丁目８番22号
破産者　橋本　正幸
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第８９号
北海道旭川市宮下通１丁目391番地の１　ポルト201
破産者　木村　直美（旧姓榊原）
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７３号
青森市花園２丁目19番14号　県花園公舎Ａ―８
破産者　佐々木浩行
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第８４号
青森県上北郡野辺地町字上小中野３番地３
破産者　中谷　謙一
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２５号
青森県北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下山35番地１
破産者　澁谷　　馨
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７号
岩手県胆沢郡金ケ崎町西根東大谷４番１号、破産手続開始決定時の住所岩手県胆沢郡金ケ崎町三ケ尻南花沢35番地22
破産者　佐賀　敏巳
１　決定年月日　平成25年11月21日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所水沢支部